

# 第1 はじめに

## 1 はじめに

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号、略称：酪振法）は、昭和29年に当初、「酪農振興法」として、酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度、及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定めることによつて酪農振興の基盤を確立し、もつて酪農の急速な普及達発及び農業経営の安定に資することを目的に制定されました。

昭和40年、本法律は、酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を計画的に推進するための措置、及び当該酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度、並びにこれらに関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置を定め、酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とすると、変更されました。

さらに昭和58年に、酪農及び肉用牛生産の健全な発達と牛肉の安定的な供給を図るため、法律の題名を改め、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律とするとともに、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講ずる、現在の「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（以下、「法」という。）となりました。

岡山県では、法第2条の3の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定しています。また、酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成し、集乳及び乳業の合理化その他酪農の振興を図るため、集約酪農地域及び指定地域を定めています。

近年、意欲ある酪農家や乳業者が6次産業化に取り組む事例が増加しているとともに、法が制定された当初と比べ、生産方法や流通、事業の態様も多様化しています。

そこで、岡山県では今後も引き続き、法による適正な制度の運用を図るため、この「手引き」を作成したので、内容を遵守し、適切な対応をとられますようお願いいたします。

令和6年1月

岡山県農林水産部畜産課

[用語の説明]

用 語	説 明
生乳	<p>しぼったままの牛乳（農林水産省令で定める方法（乳業を参照）による処理を完了していない牛乳を含む。）をいいます。 （法第2条）</p>
乳業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生乳に農林水産省令で定める方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 ろ布、清浄機等を用いて不純物を除去すること</li> <li>〔 蒸発釜を用いないで加熱して殺菌すること</li> </ul>               による処理をして飲用牛乳とする事業             </li> <li>・ 脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいいます。</li> </ul>
集約酪農地域	<p>県知事の申請により農林水産大臣が指定した区域。区域内の農業の発展を図るため酪農を振興することが相当と認められる一定の区域であって、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められる地域。 岡山県には「旭東集約酪農地域」「備中集約酪農地域」「美作集約酪農地域」が指定されています（次ページ参照）。</p>
指定地域	<p>集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けられると認められる地域で、農林水産大臣の指定した地域をいいます。 岡山県では、集約酪農地域以外の地域はすべて指定地域となります（次ページ参照）。</p>
酪農事業施設	<p>集乳施設又は乳業施設で政令で定めるものをいいます。</p>

# 岡山県における集約酪農地域

## 1 旭東集約酪農地域

岡山市（旧灘崎町を除く）  
備前市（旧日生町、旧吉永町を除く）  
瀬戸内市  
和気町（旧佐伯町を除く）  
赤磐市（旧熊山町のみ）  
吉備中央町（旧加茂川町のみ）

## 2 備中集約酪農地域

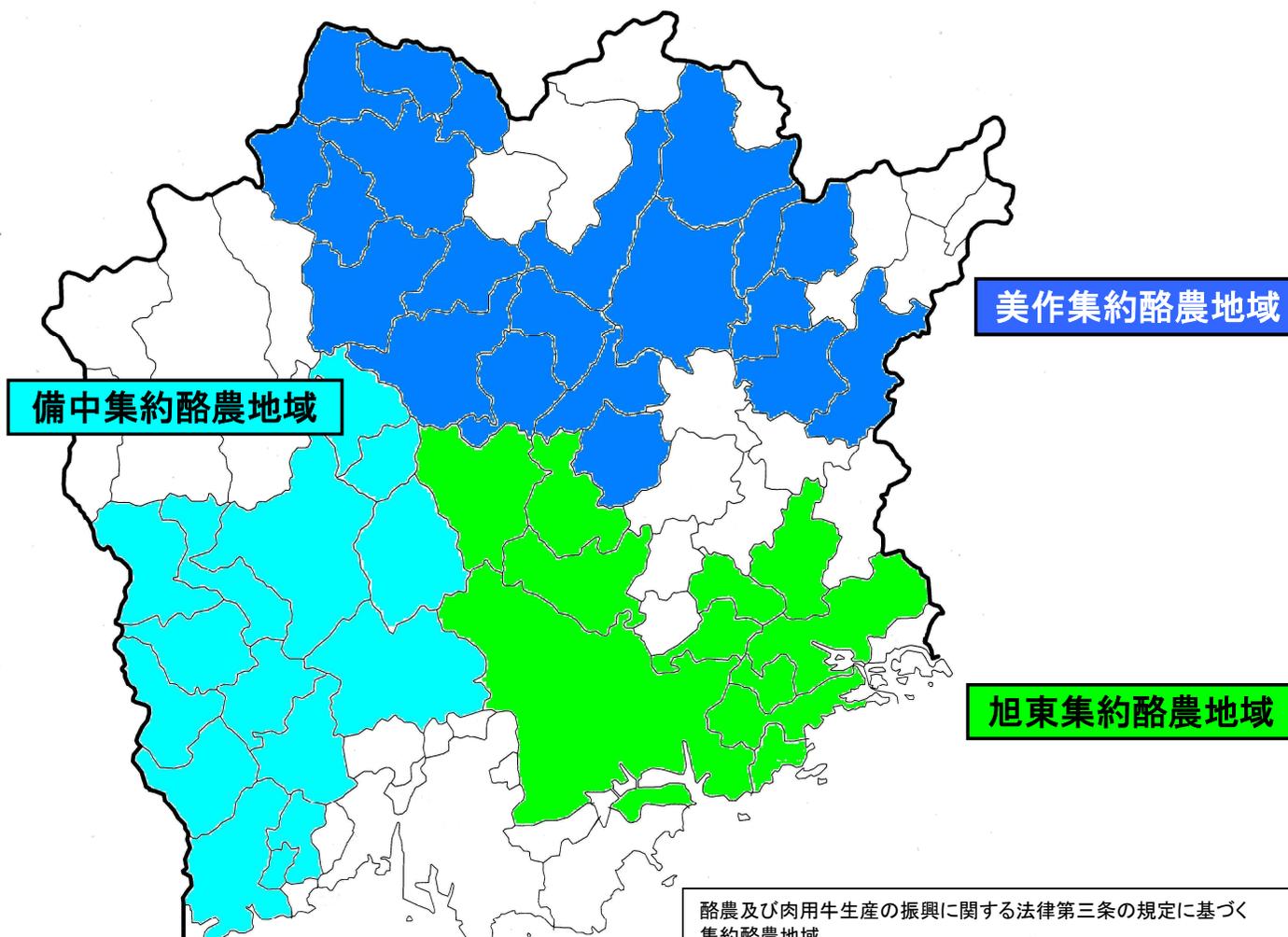
笠岡市  
井原市  
総社市（旧山手村、旧清音村を除く）  
高梁市  
真庭市（旧北房町のみ）  
吉備中央町（旧賀陽町のみ）  
浅口市（旧鴨方町のみ）  
里庄町  
矢掛町

## 3 美作集約酪農地域

津山市（旧阿波村を除く）  
真庭市（旧北房町除く）  
鏡野町（旧鏡野町のみ）  
奈義町  
勝央町  
美作市（旧美作町、旧作東町のみ）  
美咲町（旧柵原町を除く）  
久米南町  
新庄村

# 岡山県における集約酪農地域と指定地域

## 指定地域



酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第三条の規定に基づく集約酪農地域  
 昭和三十年十二月十日（農林省告示第千十八号）  
 最終改正：昭和六〇年四月一六日農林水産省告示第五二四号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第十三条第一項の規定に基づく集約酪農地域に係る指定地域  
 昭和三十五年三月二十二日（農林省告示第二百五十一号）  
 最終改正：昭和六〇年一二月五日農林水産省告示第一七七三号

